

令和2年度

会員加入のお願い

みなさまからいただいた貴重な会費が
地域の福祉活動を支えています

社協とは？

誰でも困った時には助け合える、
お互い様の地域づくりの実現を
目指し、民生委員児童委員、社
会福祉関係者、保健・医療・教
育など関係機関の参加・協力
のもと、様々な福祉活動を行う民
間の社会福祉団体です。

社協会員とは？

社協の目的や事業内容などを
ご理解いただき、地域福祉事業を
財源的に支えていただく方々の
ことです。
社協会員となって会費を納め
いただくことで、間接的に地域福
祉の推進に加わっていただく
という意味もあります。

なぜ会費が必要なの？

様々な困りごとを抱えている方
の中には、既存の福祉制度・サー
ビスでは対象とならない場合も
あります。社協はその方を支え
るための事業や住民による支え
合い活動を推進しており、会員
のみなさまから頂戴した会費は、
その貴重な財源となります。

加入は強制ですか？

加入は強制ではなく任意です。

みなさまのご支援、ご協力をよろしく願
いいたします。

会員の種別	一般会費・法人・団体会員
会費額	一口 1,000円／年額

入会のご案内

- ① **社協窓口にお越しただけの方（山田ふれあいハウス）**
入会申込書をご記入いただき、今年度分の会費をお支払い
いただきます。
- ② **集金をご希望される方**
社協までご連絡をお願いします。地区によって集金方法が違
いますので、ご案内いたします。
- ③ **市外の方**
氏名、住所、連絡先を記入の上、現金書留もしくは郵便小
為替で本会まで郵送ください。

社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会

〒821-0012 福岡県嘉麻市上山田502番地6

TEL 0948-43-3511

FAX 0948-43-3450

ホームページ <http://kama.syakyo.com>

✉ E-mail info@kama.syakyo.com



市民のみなさんの困りごとの相談に対応しています。

困りごとの相談は各センターをご活用ください

本会は、市民の方々からの様々な困りごとを、5つの相談センターで受け付け、ご本人やご家族と一緒に考え、寄り添いながら、解決を目指しています。

また、その事柄を個の問題として終わらせず地域の問題と捉え直していくために「弧から個へ、個から地域へ」を活動の展開方法として掲げて、誰でも困った時には助け合える「お互い様」の地域づくりを推進しています。



かま生活支援・相談センター事業（コミュニティワークセンター）

法律相談、心配ごと相談など、幅広く相談に対応しています。

（実施事業）

地域福祉部やふれあい・いきいきサロン活動支援、地域支えあい事業の推進、空き家管理事業の実施など



なつきちゃんひがしの様子



ふれあい・いきいきサロンの様子

かま権利擁護センター

相続や財産管理、日常的な金銭管理などの相談に対応しています。

（実施事業）

日常生活自立支援事業、地域福祉権利擁護事業、法人後見の受任、成年後見制度の啓発など



かま自立相談支援センター

経済的困窮や仕事探し、借金の返済、家計の見直しなどの相談に対応しています。

（実施事業）

問題を解決するためのプラン作成。関係機関と連携。家計改善支援事業、フードバンク、無料職業紹介所、生活福祉資金の貸付など



かま自立相談支援センター

かまひきこもり相談支援センター

ご本人やそのご家族からのひきこもりの相談に対応しています。

（実施事業）

ひきこもり相談及び訪問活動、フリースペース、家族会、勉強会の開催、個別相談会の開催など



寄ってこハウス

かまボランティア・市民活動センター

市民の方々からのボランティア活動や市民活動に関する相談に対応しています。

（実施事業）

ボランティア活動保険の受け付け、かまボランティア・市民活動センター運営委員会の開催など



災害ボランティアの様子